

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成27年度第23回(定例会)

署名人

饒波正博

委員長

神村洋子

開催日時 平成28年3月29日(火)

開会 午後2時00分

閉会 午後4時25分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 神村洋子委員長、添石幸伸委員、饒波正博委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

(2～3は非公開)

- 1 報告1 不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針について【教育相談課】
- 2 報告2 教育長が専決したことについて【学校教育課】
- 3 報告6 職員人事(指導主事採用)に関する教育長の専決について【総務課】
- 4 報告3 那覇市立幼保総合施設条例施行規則の一部を改正する規則について【こども政策課】
- 5 報告4 那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則について【こども政策課】
- 6 議案第48号 那覇市立幼保連携型認定こども園の事務につき教育委員会の意見を聴取する規則の制定に係る意見の聴取について【こども政策課】
- 7 議案第49号 那覇市立幼保連携認定こども園条例施行規則の制定に係る意見の聴取について【こども政策課】
- 8 報告5 平成27年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について【総務課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

(総務課) 山内健課長、佐久川敏明副参事、平良尚子副参事、座波園美主査、田盛善宏主査、

伊禮道子主査

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 相澤敬二課長、山下恒副参事、棚原咲子主事

(教育相談課) 神谷乗治課長、宜保博哉指導主事

【こどもみらい部】 浦崎修部長、末吉正幸副部長（こども政策課課長兼務）  
（こども政策課） 大城孝史主幹、国吉泰史主事

会議録作成（総務課） 赤嶺明日香主査

神村委員長 平成27年度第23回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は饒波委員にお願いいたします。まず、報告1「不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針について」の説明をお願いします。はい、田端部長。

田端部長 報告1「不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針について」、不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針について、別紙のとおり報告する。平成28年3月29日提出、教育長 渡慶次克彦。報告理由、不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針を作成したので報告いたします。詳細は教育相談課が行います。

神谷課長 いま報告理由にありましたように、不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針を作成したので報告いたしますけれども、じつは1年前ほどから不登校対策委員会というのがありまして、4課で構成しております。学校教育課、教育相談課、学務課、子育て応援課、4課で構成している不登校対策委員会があるんですけども、その中で、学校からの要望が強いので是非この指針を作りたいという事で会議を重ねて、最後校長会のほうに素案を提案しました。そして校長先生方の意見も取り入れながら修正してこの指針を作り上げております。中身につきましては指導主事の宜保より行います。

宜保指導主事 それでは指針の内容に入ります。めくっていただきまして、表紙のほうです。今回は不登校対策委員会を軸に検討して参りましたが、出席扱い・評価という視点でありましたので学校教育課、教育相談課の名称を使っております。では、めくって目次の方をご覧ください。この指針の構成を確認いたします。まず、大きく4つの柱で構成しております。1番目に出席扱い、2番目に評価・評定、そして3番目にこの指針を作る前にすでに学校の中で実践がありましたので、この実践事例を中に挿入させてもらいました。4番目に主に文部科学省の通知文等を参考資料として掲載しております。では1ページをご覧ください。1ページの内容は出席扱いが主な内容です。特に(2)出席扱いの要件というところを少しばかり読みます。対象となる児童生徒は市内の小中学校に在籍する児童生徒で、原則として1年間に30日以上(病気、経済、その他を除く)の日数を欠席している児童生徒を対象としてこの指針を作成しました。この要件といたしまして下の①～⑥までの要件項目を作成しております。なお、この太字は文部科学省の通知文から一部抜粋をしておりますので、国の指針に基づいて作成しているとご理解ください。では2ページです。2ページからは評価・評定であります。その前に、その上の方、最後の「あきらめない」という言葉がありますが、国は「見捨てない」とかいう標記がありましたが、那覇市はこれを「あきらめない」というキーワードに変えようということで、最後まで粘り強く見捨てないという意味を込めて「あきらめない」に代えております。2番目、評価・評定です。こちらも文部

科学省の指針に基づいて作成をしておりますが、この指針からブレないようにということで太字の方で掲載しております。3ページをご覧ください。3ページには要件ということで、今回学校長から主に多く意見をいただいたところでありませす。当初事務局の方では結構内容が重いと云いますか、難しい表記もあったために、校長会のほうからも、もっとシンプルに、また読みやすく使いやすくということからこのような形に変わりました。①～④の要件をこれから進めて参ります。では4ページをお願いします。特にこの4ページの①怠学・非行による不登校児童生徒の評価基準、そして下の②心理的・情緒的不安定による不登校児童生徒の評価基準、いわゆるこれまでは心因性という言葉がありました、これはご家族とか団体から「心因性は病気か、不登校は病気ではない」といったあたりから、この表記が変わって参りました。この心理的・情緒的不安定による不登校児童生徒の評価基準を概ね基準を設けてそこから、プラスマイナスの加点減点方式でいけば評価できるのではないかと云う事で表を作成しました。留意事項については5項目用意しましたけれども、特に4ページの③です。ここは是非注意して行こうということで学校長、校長会でも確認をしました。評価材料がないから評価ができない、または0点という理由で安易に「1」と評定するのは良くないということで、本人の努力も考慮するという観点で学校側がなすべきこと、課題を出す、そして保護者がなすべきこと、この課題を学校に提出する、といった事によって「1」を付けないよう努力しよう。しかし中には協力や理解を得られない世帯もありますので、どうしても「1」を付けざるを得ない場合は、指導要録の総合所見等に特記事項という形で学校のほうでも子どもの活動をフォローするという視点で活動して行こうというふうになりました。以下、5ページについては、学校における実践事例、古蔵中学校、寄宮中学校等の実践事例がありましたので、これをまとめてございます。そして6ページお願いします。6ページにおいてもこれは各学校の実践がありましたけれども、特に(6)の私立中学校/高等学校受験・公立高等学校受検の提出書類、様々ありますが、特にこういった不登校児童生徒に関しては、公立学校の方では自己申告書という様式があります。これは保護者と本人が作成をして学校側に提出をするという書式であります、これ一切学校が書くものでないですので、学校から保護者・本人に、こういったものもありますよと紹介をしてそれを作成するかどうかを本人と保護者で考えてもらうという手立てを打っております。では最後、7ページは文部科学省の主に通知文を掲載しておりますのでそのホームページ等を入れてあります。そして⑩、これは那覇市独自の不登校対策リーフレットがありますので、これは毎年度改訂をしております。それをその都度年度初めには全小中学校に配信しておりますので、それをまた全教職員、校長教頭を含めて共通理解、そして共通実践をしているもの

と認識しております。以上のような形で今回この指針を作成しましたので報告といたします。

神村委員長

ではこの件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。はい、本仲委員。

本仲委員

学校の要望に応じて、不登校対策委員会を立ち上げてこの指針を、学校の出席扱い評価に関する指針を出したという委員会の姿勢に大変評価したいなと思っています。学校が非常にこういうところでは足並みがそろわないと、評価についても、出席扱いについても、足並みがそろわないと駄目だなというようなことを、現場にいた側から感じておりました。大変良かったなと思っています。それから質問ですけれども、この出席扱いの要件の中で最後のほうの「出席日数の内数として」というのは、どのような扱いをすればよいのか。例えば出席日数がいくらで、その内の何日は学校に来たという捉え方なのか、これがひとつ。あと一点は、那覇市内で例えば「学校外の施設で相談ならびに支援を受けている場合」というときに、フリースクールも関係してくると思うんですけれども、市内でこういう学校が何校あるか知りたいなと思って。

宜保指導主事

ではまずひとつ目の「内数」ですが、例を挙げますと、例えばA君が学校に出席日数が100日あると、しかし100日の中で学校外の施設等、または校長先生が出席扱いと判断した場合、その日数が含まれている場合には、このうちの何日は出席扱いになっていますよということを、指導要録の備考欄に記載していくというものであります。出席と出席扱いが違うという認識であります。

本仲委員

要するに、いまの説明ではわかるんですけれども、実際に記載していくのは教員ですよね。ですからこういうところが末端まで説明できるような示し方があるといいなと。

宜保指導主事

今回校長先生方からも、この指導要録の記入についても問い合わせがありましたので、今後そのニーズといいますか、要望に対してはまだまだ作成しなければならないことがありますので、学校教育課と共同で作っていきたいと考えています。

本仲委員

精度をどんどん上げていくということですね。

宜保指導主事

はい。

本仲委員

ありがとうございます。

宜保指導主事

あとフリースクールについては、現在那覇市のほうでは主に珊瑚舎スコレさん、そして楚辺にありますインターナショナルスクールのこの二つが主に有名と言いますか、よく使われているフリースクールであります。

神村委員長

よろしいですか。ほかにごございますか。はい、饒波委員。

饒波委員

特にこの実践事例のところはすごく現場は助かると思うんですよね。すごく細かく書いていて、これを参考にしてやっていくと思うので非常に使える指針になっ

ていると思います。それでひとつ、ちょっと実際有り得ると思うんですけども、ちょっとひねった話なんですけれども、例えば小学校6年生で9月から全く来なくなった子がいたとしますね。よく調べてみるとこの子は中学受験のために学校に来なくなっちゃったと、その区別ですね、中学受験のために学校に来なくなった子と、本当に引きこもりで来なくなった子、区別がなかなかできないんですよ、もしそういう子がいたとすると。学科試験とか定期試験ではほぼ満点くらいとっちゃって、提出物も完璧にやってというような感じで、そうすると評価が学校に来ていないにも関わらず、かなりいい評価になるという、評価というか素点ですね。そうした場合には4ページのところで評価基準がありますので、そういった子は点が良くてもある程度減点すると言うとおかしいけど、そういうふうになるわけですよ。

宜保指導主事 はい。素点だけでは評定は付けませんので、課題の提出状況、授業態度等がありますので、その時点で減点ということになります。

饒波委員 例えば受験で休んでいる子と、本当の引きこもりっていったらおかしいけど、本当の不登校の子と区別はあえてしないと。

宜保指導主事 いえ、これは中学生にも有りがちですが、受験のために学校を休むというのは、これは病気欠席度もなく要するに事故欠という言葉でやっていますが、欠席としてみなします。

饒波委員 区別つかないですよ。

宜保指導主事 保護者から届け出がある場合でも、やはりちょっと周りからいろいろな情報が入ってきますので。

饒波委員 それはもう嚴重に区別するという事ですね。

宜保指導主事 そうです。

饒波委員 わかりました。

宜保指導主事 すみません、いまの件で補足を。1ページの(2)出席扱いの要件の中に、私が先ほど読んだ箇所の「病気、経済、その他を除く」、この「その他」というのがいま言った事例に該当します。要するに受験のために学校を休ませるというのは、これは保護者または本人の意図的な学校への拒否ですので、これはもう申し訳ないけれども事故欠ですよというふうになっていきます。

饒波委員 わかりました。

神村委員長 ひとつだけよろしいですか。先ほどその30日の中で、病気と経済、経済っていうことはどういう事を表しますか。

宜保指導主事 現在は生活保護世帯の子どもさんがおりますので、基本的には経済の理由はほとんどないんですけども、仮に保護世帯から外れたとかいう子どもさんで給食費を払えない、それで学校へ行けない、行かないという事案が数例はありますので、

そういった理由からです。

神村委員長 あるんですね、そういうのが。

宜保指導主事 1例、2例ですけれどもあります。

神村委員長 わかりました。ほかにございませんか。はい、本仲委員。

本仲委員 この不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針というのは、今回初めて出ているんですか。

宜保指導主事 那覇市では初めてです。

本仲委員 ほかの県では。

宜保指導主事 じつは県内では浦添市、糸満市、豊見城市もつくられていたので、校長先生方はほかの自治体から資料を取り寄せて相談をもっていました。

本仲委員 私、糸満市にも校長としていたんですけれども、記憶がないな。

宜保指導主事 この資料は沖縄県適応指導教室連絡協議会という組織がありまして、そこから資料を集めております。

神村委員長 はい、饒波委員。

饒波委員 細かくてすみませんが、1ページの趣旨ですが、2段落目で「このような児童生徒の努力を」というふうに受けているので、おそらく1段落目にその努力の内容が書いてあると思うんですよね。一応全部読んで、趣旨としては自宅で頑張っている努力と学校外で頑張っているという大きく二つに分かれると思うんですよ。それで上の段落を見ると、確かに2行目の後ろのほうから「学校外の施設において相談や支援を受けながら、努力を続けている児童生徒」というのがあるんですけれども、その前の段階ですね、家での努力っていうのが書いてなくて「十分な支援が行き届いていなかったり」と言っているので、行き届いていなくても努力している生徒がいるというふうにしないと次の段落の努力が繋がられないと思うので。それともうひとつ、2段落目の「自宅においてICT等を活用して学習活動を行った場合」、その次「学校外の施設において相談や支援を受けた」、このときも「場合」で受けたほうが、二つが対比してわかりやすいかなと。

宜保指導主事 「場合」ですね。

饒波委員 学習を行った場合、あとは、学校外で支援を受けた場合。「場合」は「場合」で受けたほうがわかりやすいかなと、意見です。

宜保指導主事 ありがとうございます。

神村委員長 はい、添石委員。

添石委員 まず先ほどから話しがあったとおり、ここまでまとめていただいて敬意を表したいと思います。ただ実際に運用していく中でいろいろな見直し等も必要になってくると思うので是非、今後のご尽力に期待したいと思います。そこでテレビで一度、前に見たときに、不登校に関するお子さん自身の課題と対処というのがある

んでしょうけど、保護者自身のすごくいろんな多様な価値観があるんだなということがすごく印象に残る番組があったんですけども、今回作るにあたって、その保護者の考え方とか価値観というのをどの程度、どのように反映することができたのかについて、今後この指針というものをどのような形で公表して、ケースがあった時に個別に対応なのか、オープンにしていろいろな見解を今後受けていく体制があるのか、その辺に関してお答えいただきたいと思います。

神谷課長

いろいろな場合も想定しながら、ご意見もいただきながら、改善するものが出た場合はそれも取り入れて、今後改正するというのもやっていきたいなと思っています。とりあえず、学校の要望に応じて作ったものですから。

添石委員

では今回は、あくまでも学校の要望に基づいて、まずはベースを作ったということですね。わかりました。

神村委員長

はい、田端部長。

田端部長

補足ですけども、これを作った一番のニーズとしては、現状では必要でありながら各学校でまちまちに対応している、統一されたものがないというのが一番の問題点でありましたので、それに対するある程度の指針を作って、運用していくと。委員もおっしゃったように、先ほどありましたように、運用していきながら当然のことながら保護者からのご意見等、学校からの運用上の支障とかいろいろ出てくるかと思っておりますので、その都度、改善をしていきたいなと考えております。

添石委員

いまの件とも関連してくると思うのですが、フリースクールの件ですね。私も全国の会議に行く中で、やはりフリースクールに関する情報っていうのが結構回数あったなど。それはやっぱり先ほどから言っている価値観の多様性がある中で、フリースクールの在り方が沖縄でも今後いろいろ検討する材料になるのかなと思ったんですけども、先ほど那覇市での2か所の話があったんですが、このフリースクールに関して今後どのように検討を進めていく予定があるか、現状の報告いただければと思います。

宜保指導主事

では7ページの資料をご覧ください。特に今回このフリースクールがキーワードになるであろうということで①の項目です。現在文部科学省のほうでフリースクール等に関する検討会議が開催されております。この資料を作った時点の12月では第6回が終了しておりますが、喫緊の情報によるとフリースクールに関しては出席扱いには認めがたいという見解が出ているようです。ですから、先送りですかね。それを基に、また我々も学校教育課を中心にこのフリースクールの出席扱いについてはまず情報収集して、また担当部署で検討しなければいけないかと思っております。

神村委員長

はい、添石委員。

添石委員

では、あくまでも文科省の今後の動きを確認しながら那覇市としても取り組んで



いくという事ですか。

宜保指導主事 はい。現況としましては、珊瑚舎スコーレさんとインターナショナルスクールさんの施設長と学校長とのやり取りが緊密です。

本仲委員 緊密です。非常に緊密です。出席日数もちゃんととっていて、1ヶ月毎に報告があります。だからこの辺の扱いを、いわゆる文科省の動きも見ながら、那覇市としてどうするのかということをおね、学校現場が困らないという形の教育行政が必要だと思いますね。すごく大事なことです。

添石委員 国が先なのか、現場が先なのかというのがあると思うので、せっかくなにかいい関係が築けているという事ですので、是非独自に意見交換も出来たらなと思いますね。

神村委員長 ちょっと私のほうからお尋ねなんですけど、珊瑚舎スコーレとインターナショナルスクールと少し質が違うのでは。幼稚園から小学校課程は古蔵の中にあるんですけども、あとひとつ十字路から左側にある中学課程はその小学校の卒業生が行くところではなくて不登校を受け入れていますか。

宜保指導主事 詳しい状況は把握不十分ではありますが、学校とのやり取りでは公教育を否定するというか、そういった保護者がいらして、それで小学校はここへ通わず。終わったら中学校に入学するかということ、そうではないというケースもあるようです。

本仲委員 いまのはひとつのケースですよ。

宜保指導主事 はい。

本仲委員 いろんなパターンがある。

神村委員長 ただオールイングリッシュでやっている小学校のスタイルと中学校のスタイルが違うのかどうかというのが私の中でわからなかったんですね。小学校に関してはオールイングリッシュを親が望んでそこに行っていると思うんですよ。小学校の場合はね。中学校はまた別、だから学校で不登校になってしまったら形を変えて向こうに行くというようなことがケースとしてはあるわけですよ。

宜保指導主事 はい。

神村委員長 わかりました。はい、本仲委員。

本仲委員 これは学校の要望に応じて立ち上げて指針を作ったということで、非常にすごくいいことですので、今後も学校のほうから情報を聞いて、それで教育委員会としてはこういうふうにしますという立ち位置をしっかりと示してもらえれば学校は非常に助かりますのでそういう方向でいきましょう。

宜保指導主事 はい。

神村委員長 評価の中にも「個人内評価」というのが何度も出てきました。個人が努力をすれば評価してあげるといふ、この姿勢が子ども達を助けていくのではないかなと個人的には思いました。ほかにありますか。ほかにないようですので報告1「不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針について」はこの辺で終了いたします。

続いての日程2と本日追加されました日程3の案件は人事案件であるため、非公開とすることが適当であると思われます。会議の非公開の可否について採決いたします。日程2と3は非公開としてよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

神村委員長

それでは日程2と3は非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

神村委員長

ここで非公開を解きます。次の報告3「那覇市立幼保総合施設条例施行規則の一部を改正する規則について」と報告4「那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則について」は、関連しますので一括して議題といたします。説明をお願いします。

浦崎部長

報告3と報告4については関連いたしますのであわせて具体的な中身等、説明をしたいと思ひます。

末吉副部長

報告3につきましては、那覇市立幼保総合施設条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり市長に申し出る。平成28年3月29日提出、教育長渡慶次克彦。提案理由、幼保総合施設の幼稚園給食の徴収額を通年利用で1人年額44,000円から55,000円に改め、一時利用で1人日額250円から300円に改正する必要があるので、この案を報告する。報告3の金額については天久幼保園のうち幼稚園に通う子どもたちの給食費の額ということです。報告4につきましては、そこで働く職員の給食費ということになっております。まず、報告3のページをめくりまして1ページの方、通年利用ということで8月を除く11ヶ月分について現在4,000円の11ヶ月ということで44,000円取っていたのを、5,000円の11ヶ月ということで55,000円に上がるものです。一時利用というのは預かり保育で預かる場合の給食費の額という事で、改正前250円、改正後300円いただくということになっております。天久幼稚園については4・5歳児で給食を実施しております、通常月曜日から金曜日については給食を提供しております。給食費の金額については、現在、まかない材料費として約250円かかっているという事で、今回、まかない材料費分については保護者の負担にしたいということで4,000円から5,000円への改定を予定しているところです。ちなみに大道こども園ですが、幼稚園とこども園ということで教育の保育の内容が違うのですが、大道こども園についても月額5,000円を想定しているということからあわせて天久の幼稚園についても同等の金額に保護者に負担していただきたいということから、今回の改正を行ったところであります。報告4のほうは、同じくそこで働く職員の給食費についても1ページ目の改正前、改正後の新旧対照表でご覧いただきますと、従来年額52,800円ということで月額4,800円、中学校の給食費相当額について職員から徴

収していたんですが、それを中学校の給食費または子どもたちの給食費5,000円にあわせて、5,000円の12ヶ月の60,000円いただくということに改正を予定しているところですが。職員の給食費についても子どもたちと一緒に食べるという事からすると、ある程度一定の負担は必要ということで子どもたちと同等の給食費をいただくという事で想定しているところでございます。報告につきましては以上で終わりたいと思います。

神村委員長　　ではこの件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。はい、教育長。

渡慶次教育長　　これは幼保総合施設とあるので、天久のことですか。

末吉副部長　　天久幼保園のことです。この規則で定めている部分はそこのうちの幼稚園の部分、4歳児、5歳児の部分と職員の部分ということになっております。

渡慶次教育長　　認定こども園もあちこちでできていますけれども、天久幼保園のような形をとる幼稚園を今後想定していますか。

浦崎部長　　天久幼保園につきましては、那覇の先進的な幼児教育という事で保育所と幼稚園、二つの施設を同じところに置くという形でありまして、これから現在ほかの35園について、こども園というふうに移行を目指しておりますけれども、その中では3歳以上の子どもを預かるこども園というような形で想定しておりますので、天久のように完全な0歳からの保育所というのは現在のところ想定しておりません。

渡慶次教育長　　天久幼保園施設長という形で、従来校長先生が園長を兼ねていましたけれども、同じ職員が施設長、そういった形のもの、想定はないですか。

浦崎部長　　それは園長とは別に施設長を置いているという事ですか。

渡慶次教育長　　要するに役所の職員が施設長ということをやって、認定こども園となるとほかの所からきてなるということですよ。

浦崎部長　　認定こども園、2種類ございます。公がそのまま直営で運営するところと、社会福祉法人あるいは学校法人さんに運営を、公私連携ということでお願いするという二つのパターンがございます。現在のところ想定してないといいましたが、正確に申し上げますと、公私の場合は法人からの提案を受けますので、その中でもしかしたら出てくる可能性もありますけれども、現時点でそこまでの想定はしていないということで訂正をさせていただきます。ですので、公立でやる所には園長という形で、ひとつのこども園の園長、施設長の場合には幼稚園と保育所の施設の長という形でありましたが、これからこども園の園長というかたちで職員の配置予定があります。

渡慶次教育長　　大道は公公、天久幼保園の保育所という0歳からずっと幼稚園までというようなものは想定していない。

浦崎部長 公私の中では法人から提案を受けますので、その中でまた改めて審査になろうかと思えますけれども、公立の場合は現在のところ想定しておりません。

神村委員長 ほかにございますか。はい、添石委員。

添石委員 本議案とズレるかもしれませんが、先だって報道でも那覇市の小中の給食費の値上げがあったと思うんですけれども、その後の反応とかあれば情報提供をいただけますか。

神村委員長 はい、田端部長。

田端部長 全学校に給食値上げの通知を出しております。2月当たりだと思いますが、特に学校からの要望等というのはございません。ただ一般市民からお手紙が一通学校給食課に届いておりましたけれども、これは直接の保護者ではない一般の年配の方のご意見で、できれば無料化にしてほしいという意見でありました。私達は学校教育法に基づいて子どもたちの給食に関しては保護者が負担するものと、食材に関してですね、それに基づいて、このままいくとおかずを切り詰めていかなきゃいけないということになりますので値上げしたところでありますけれども、議会での質問がいろいろありましたが、それ以外ではいまのところ、申し上げたお手紙1件ございます。

添石委員 以前新聞で見たときにも、いままでずっと据え置いていたという文章一切なくって、今回急に値上げしたような印象を受けたものですから、いろいろな声があったのかなと思いましたので。わかりました。

神村委員長 はい、部長お願いします。

田端部長 蛇足であります。やはりいま委員がおっしゃられたように、何年も値上げをしないで置いておきますと、食材が値上げするのに、ある一定の世代に負担を強いることになります。過去そのような事例もありましたので、額の値上げ幅も大きくなるという部分ありますので、やはり小刻みに均等にということであります。ただ消費税が10%になった時に対応どうするのと聞かれたときに、それはしばらく様子を見ると。そこでまた上げるという前提ではございませんということがあります。以上であります。

添石委員 情報共有という意味でもまた戻りますけれども、本件に関しても今後の動き、反応をいただければと思います。

末吉副部長 いまの天久幼稚園の給食費についても、保護者説明会、通知等で保護者の方に通知したところですが、特に苦情等はいまのところあがって来ておりません。大道こども園についても5,000円ということで、保護者の皆さんにご説明差し上げて、基本的に理解を得ていくところです。その給食費の額についての子どもたちの分については義務教育と若干内容は異なるのですが、特に苦情等については入ってきていないところです。